

令和4年度 岡山県水防協議会 次第

【議 題】

水防計画の改訂について

- (1) 洪水予報河川における氾濫危険情報の発表基準の変更
- (2) 県関係水位観測所一覧の変更
- (3) 重要水防箇所の見直し
- (4) その他軽微な変更

【配付資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 岡山県水防計画の改訂案について
- ・ 資料2 参考資料

岡山県水防協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

役名	役職名	氏名
会長	岡山県知事	伊原木 隆太
委員	国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長	大作 和弘
	岡山市長	大森 雅夫
	西日本旅客鉄道株式会社岡山支社長	平島 道孝
	岡山地方気象台長	菅野 能明
	西日本電信電話株式会社岡山支店長	西川 智洋
	中国四国管区警察局岡山県情報通信部長	山城 瑞樹
	日本放送協会岡山放送局長	田中 意澄
	陸上自衛隊第13特科隊長	坂井 健一
	岡山県議会議員	中塚 周一
	岡山大学教授	藤井 和佐
	岡山県女性防火クラブ連絡協議会会長	山本 文子
	岡山県市長会会長	伊東 香織
	岡山県町村会会長	山崎 親男
岡山県警察本部警備部長	岸本 克則	
岡山県危機管理監	根石 憲司	

令和 4 年度岡山県水防協議会

岡山県水防計画の改訂案について

岡 山 県

1 洪水予報河川における氾濫危険情報の発表基準の変更

国管理河川における洪水予報について、氾濫危険情報の運用方法の変更を行う。

(「令和3年度岡山県水防計画書」P19、20)

第4章 注意報及び警報とその措置

第2節 洪水予報及び水防警報とその措置

1 国土交通省及び気象庁による洪水予報

(4) 洪水予報の基準

【現行】

イ 旭川、百間川（ロ 吉井川、金剛川 ハ 高梁川、小田川も同様）

情報名	基準
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報実施区域内で ・ 氾濫が発生したとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	(3)イに示すいずれかの基準地点の水位が ・ 氾濫危険水位に到達したとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	(3)イに示すいずれかの基準地点の水位が ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫注意情報 (洪水注意報)	(3)イに示すいずれかの基準地点の水位が ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫注意情報 解除	洪水による危険がなくなったと認められるとき、岡山河川事務所と岡山地方 気象台が協議のうえ決定する。

【変更】

情報名	基準
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報実施区域内で ・ 氾濫が発生したとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	(3)イに示すいずれかの基準地点の水位が ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位上昇が 見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	(3)イに示すいずれかの基準地点の水位が ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫注意情報 (洪水注意報)	(3)イに示すいずれかの基準地点の水位が ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫注意情報 解除	洪水による危険がなくなったと認められるとき、岡山河川事務所と岡山地方 気象台が協議のうえ決定する。

※赤字が今回変更する箇所

2 県関係水位観測所一覧の変更

旭川（県管理区間）の一部区間の洪水予報開始に伴い参考水位となった、下牧観測所を水位観測所一覧から削除する。

（「令和3年度岡山県水防計画書」P120 別表第45号を修正）

【現行】

（ ）：参考水位（洪水予報、水位周知、水防警報で通知する水位以外の水位）

水系		観測所名	位置			水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	観測者	備考
本流	支流		都市	町村(区)	大字						
旭川	旭川	金川(県)	岡山	(北区)	御津金川	(3.90)	4.30	4.70	5.10	県民局職員	洪水予報 テレメーター
旭川	旭川	下牧	岡山	(北区)	下牧	(4.60)	(5.20)	(5.80)	(6.40)	県民局職員	テレメーター (国土交通省)
旭川	砂川	上道	岡山	(東区)	竹原	4.20	4.70	5.20	5.70	県民局職員	水防警報 水位周知 テレメーター

【変更】

（ ）：参考水位（洪水予報、水位周知、水防警報で通知する水位以外の水位）

水系		観測所名	位置			水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	観測者	備考
本流	支流		都市	町村(区)	大字						
旭川	旭川	金川(県)	岡山	(北区)	御津金川	(3.90)	4.30	4.70	5.10	県民局職員	洪水予報 テレメーター
旭川	旭川	下牧	岡山	(北区)	下牧	(4.60)	(5.20)	(5.80)	(6.40)	県民局職員	テレメーター (国土交通省)
旭川	砂川	上道	岡山	(東区)	竹原	4.20	4.70	5.20	5.70	県民局職員	水防警報 水位周知 テレメーター

※赤字が今回削除する箇所

3 重要水防箇所の見直し

重要水防箇所は、県管理河川等で22箇所の増とする。

(「令和3年度岡山県水防計画書」P165 別表第57号重要水防箇所総括表を修正)

【現行】

区分 水系	県		国土交通省		計	
	吉井川	386箇所	59,615m	174箇所	34,836m	560箇所
旭川	351箇所	91,405m	106箇所	16,866m	457箇所	108,271m
高梁川	250箇所	60,150m	150箇所	46,485m	400箇所	106,635m
その他の水系	248箇所	74,160m	—	—	248箇所	74,160m
海岸	763箇所	0m	—	—	763箇所	0m
合計	1,998箇所	285,330m	430箇所	98,187m	2,428箇所	383,517m

【変更】

区分 水系	県		国土交通省		計	
	吉井川	384箇所	59,565m	174箇所	34,836m	558箇所
旭川	351箇所	91,405m	106箇所	16,866m	457箇所	108,271m
高梁川	254箇所	61,120m	150箇所	46,485m	404箇所	107,605m
その他の水系	263箇所	71,110m	—	—	263箇所	71,110m
海岸	768箇所	0m	—	—	768箇所	0m
合計	2,020箇所	283,200m	430箇所	98,187m	2,450箇所	381,387m

※赤字が今回変更する箇所

4 その他

その他軽微な事項の変更は、下表のとおりである。

変更事項	変 更 内 容	令和3年度 水防計画書 該当ページ
別表第2号 洪水予報伝達系統図 旭川及び百間川	岡山県水防本部からの通報先に、岡山県道路整備課を追加する。	54頁
別表第3号 洪水予報伝達系統図 吉井川及び金剛川	岡山県水防本部からの通報先に、岡山県道路整備課を追加する。	55頁
別表第4号 洪水予報伝達系統図 高梁川及び小田川	岡山県水防本部からの通報先に、岡山県道路整備課を追加する。	56頁
別表第18号 湯原ダム放流時通報 連絡系統図	真庭市消防本部への通報機関について、真庭市役所（危機管理課）からの美作県民局湯原ダム管理事務所に変更する。	73頁～74頁
その他	<p>県庁舎の電話番号更新</p> <p>例) 災害対策本部（危機管理課） 内線(4F)：2579→2220 内線(2F)：4275→2264 FAX：086-225-4659→086-225-4559</p> <p>県警本部 内線(昼間)：4542→5764 内線(夜間)：4513→5725</p> <p>企業局施設課 内線：3932→5532</p> <p>水産課 内線：3278→4051</p> <p>水防本部(洪水予報伝達系統) 内線：3484→4294</p> <p>水防本部(県管理以外のダム放流時通報連絡) 内線：3436, 3471, 3432 →4269, 4268, 4272</p> <p>水防本部(県管理ダムの放流時通報連絡) 内線：3434, 3476, 3592, 5565, 5566 →4277, 4278, 4279, 9326, 9237</p>	